**小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン**

**はじめに**

　子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に成長できる環境を整えることは大人の責務です。

**登下校中の安全・安心について**

**登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」します。**

　昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めているところです。しかし、昨年6月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保について新たな不安の声も聞こえています。

学校は、登下校時や災害時の対応について、これまでの取組みをより良いものとするため、継続して取組んでいきます。そのうえで、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考えました。

その結果、府教育庁では、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することにしました。それに伴い、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であり、このガイドラインを策定しました。

**子どもに携帯電話を持たせる保護者の責任について**

**保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。**

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。府教育庁としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

**学校での指導について**

**学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行います。**

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。

このことから、学校は、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

本ガイドラインを参考に、子どもや保護者、学校が互いに話し合い、ともに取り組むことが重要だと考えます。今後、情報化社会の中で、大阪府の子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安心・安全に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。

**本ガイドラインの活用について**

　（１）学校または市町村教育委員会は、このガイドライン等を参考に、原則、平成31（2019）年度中には、登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知します。

　　　 　ルールを定める際、以下のような方法が考えられます。

　　　　　‣本ガイドラインを学校または市町村教育委員会のルールとする。

　　　　　‣生徒会（児童会）で話し合い、ルールを決める。

　　　　　‣学校協議会等、学校・保護者の代表・地域が話し合ってルールを決める。

　　　　　‣市町村教育委員会が域内の統一ルールを決める。

　（２）保護者が登下校時の子どもに携帯電話を持たせる場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子どもに指導を行うことの同意を得て、保護者との協力体制をつくります。（別添資料「同意確認書（例）」参照）

　（３）学校または市町村教育委員会は、事前に示したルールに保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合等、学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとります。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

　　・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

　　・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

　　　　注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

**保護者の皆様へ**

**子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。**

**【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】**

（１）携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。

（２）校内では、携帯電話を使わない。

（３）校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。

（４）登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。

（５）子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。

※　災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

**【適切な使用に関すること】**

**１　携帯電話の適切な使い方について**

（１）家庭での使用時間は、平日30分、休日60分を目安とする。

（２）自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。

（３）保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。

（４）インターネット上で知り合った人とは会わない。

（５）盗撮やその他犯罪につながることはしない。

（６）SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。

（７）SNSでの友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

* これら以外の使い方については、子どもと話し合って、その都度ルールをつくってください。

**２　携帯電話の管理及び責任について**

　（１）子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。

　（２）子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。

　（３）学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。

　（４）個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。

　（５）インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

**児童生徒の皆さんへ**

**携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。**

**【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】**

（１）登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなとき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。

（２）学校にいる間は、電源を切って、かばんの中に入れ、災害の時など、先生が指示するとき以外は決して出してはいけません。

（３）学校の中では、先生が指示するとき以外は、携帯電話を使ってはいけません。

（４）もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

**【正しい使い方に関すること】**

**１　携帯電話の正しい使い方について**

**＜自分のことについて＞**

（１）お家で使う時間は、平日は30分、休日でも60分以内にします。

（２）自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINEやInstagramなど）にのせたりしてはいけません。

（３）保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。

（４）SNSなどインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。

（５）かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

**＜友だちとのことについて＞**

（６）どんな時でも、誰に対しても、SNSやメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。

（７）SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。

（８）SNSやメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。

（９）友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

**＜その他＞**

（10）これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってルールをつくります。

**２　その他の注意点**

（１）携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。

（２）携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方をしているかを確認してもらいます。

（３）自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。

（４）学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。

（５）携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

**市町村教育委員会・小中学校の皆様へ**

**【携帯電話の取扱いに関するルール】**

**１　校内での携帯電話の取扱い**

（１）学校は、児童生徒に、校内で携帯電話を使用させない。

（２）学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、原則、児童生徒自身に行わせることとする。校内では、電源を切るよう指導する。

（３）学校は、児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。

　　　◇学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。

　　　　　‣災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合

　　　　　‣携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合

　　　　　‣その他、校長が使用を認める場合

**２　登下校中の携帯電話の取扱い**

（１）学校は、児童生徒に対し、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。

（２）学校は、児童生徒に対し、登下校中には携帯電話をかばん等に入れて管理させることとする。

（３）学校は、児童生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をする等、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。

（４）学校は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、児童生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。

◇緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行うこと。また緊急時における学校からの必要な連絡は、マニュアル等に従い、従来通り、一斉メールやHPへの掲載、電話連絡等で直接保護者に行うこと。

**【適切な使用に関する指導】**

**１　適切な使い方の指導について**

**学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。（別添資料「指導例」参照）**

**＜学校で指導すべき危険・トラブルの例＞**

（１）長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について

（２）SNS等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について

（３）画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について

（４）個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について

（５）違法行為や社会で許されない行為のSNS等への投稿によるネットでの炎上について

（６）オンラインゲーム等での高額課金について

（７）SNS上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について

（８）その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆるJKビジネスや、違法なダウンロード等）について

◇児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。

◇携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（１、２および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等も活用すること。

◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

**２　生起したトラブル・いじめ等への対応について**

（１）携帯電話に関わるトラブル等が生起した場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生起した場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。

（２）携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

**３　教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について**

（１）学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。

（２）学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

参考１　ネットいじめやトラブルの相談機関の例

　　　　‣すこやか教育相談（大阪府教育センター）

‣子ども家庭相談室（受付時間　月・火・木曜日10：00～20：00）

‣大阪府警察（緊急時は110番、または最寄りの警察署へ）

‣子どもの人権110番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会）　等

　　（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」・「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集」等を参照）

参考２　携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

　　　　‣警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。

　　　　‣外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を行い、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。

　　　　‣携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。

　　　　‣ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、学校通信等に掲載、すべての家庭に配布し、周知する。

　　　　‣学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。　等

　　（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」参照）

保護者の皆様

（別添資料１）

○○市立○○小学校

校長　　○○　○○

**○○市立○○小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について**

　平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

　標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

○○市立○○小学校　様

　年　　月　　日

**○○市立○○小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書**

　次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

<同意事項>　同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（ ✔ ）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 同意確認事項 | | 保護者✔ | 児童  ✔ |
| １ | 登下校中は、携帯電話をかばんの中にいれ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話を使いません。 |  |  |
| ２ | 校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話を使いません。 |  |  |
| ３ | 携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。 |  |  |
| ４ | 災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。 |  |  |
| ５ | 携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。 |  |  |
| ６ | 使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。 |  |  |
| ７ | フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。 |  |  |
| ８ | インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。 |  |  |
| ９ | 携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。 |  |  |

　　年　　組　　番

児童氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

【指導例】

（別添資料２）



**【指導例１】　家庭での携帯電話のルールを考えよう！**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **家庭での携帯電話等の使用に関するルールづくりを通して、携帯電話等の依存や使い方によっては、日常生活に悪影響を及ぼすことを知り、携帯電話等に関わるトラブルを防ぎ、適切な使用を促す。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小学生・中学生、保護者（児童生徒と保護者と合同も良い）  **時　期：**ルール導入時、保護者が来校する機会（入学式等の行事、学級懇談会、個人懇談会等）等 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　携帯電話を使うと便利なこと、楽しいこと、やってみたいことをあげてみる。**  好きな写真を撮って送る  たくさんの友達といつでもメールなどをする  新しい友達を作る  ゲームをする  買い物をする  耳が聞こえにくい友達とメールなどで会話ができる    **２　でも！このカードの裏には「わな」が書いてあります。何が書いてあるかを考える。**  変な写真が拡散  やりすぎで体調を崩す　誤解からけんか    怖い人だった  課金被害・成績ダウン  いつのまにか高額請求  **３　「わな」の落ちないためにはどうすればいいか、考える。**  　○自分たちでルールを作ればいい。  ＜ルールづくりでの３つの視点＞  　　　・加害者にならないためのルール  　　　　　画像、個人情報、書き込み、ダウンロードや著作権など  　　　・被害者にならないためのルール  　　　　　フィルタリング、安全なアプリやサイトの利用など  　　　・依存しないためのルール  　　　　　使用時間の制限 | ・自由にあげさせる。  ・裏面にマイナス面を記入したカードを用意し、提示する。  ・学年に応じた言葉・内容で準備する。  ・カードを裏返して、提示する。  ・必要な場合は具体例をあげて解説する。  ・家庭での使い方のルール作りをする  ・保護者の参加があるなら、一緒に話し合いながら作成させる。 |
| **■資料等** | |
| 「自分のルールを決めよう」（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁））  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html> | |

**【指導例２】家庭での携帯電話ルールを作ろう！**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **学校（市町村教育委員会）が策定した携帯電話使用に関するルールの趣旨・内容の理解を図るとともに、家庭におけるルール作りを通して携帯電話の適切な使用を促す。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**保護者（PTA総会、学年、学級懇談会等を活用）  **時　期：**適宜 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１．学校（市町村教育委員会）で策定したルールについて説明する。**  **２．家庭でのルール作りの「５つのポイント」について**  １．子どもと話し合いながら決める。  　　　ルールや設定は、自分を守るために必要であることを理解させる。  ２．子どもの発達段階に合ったルールを作る。  　　　子どもの望むルールではなく、安全のために必要な内容にする。  ３．携帯電話の機能制限についてのルール盛り込む。  　　　最小限必要な機能からスタートし、実態に応じて段階的に増やす。  ４．日常のインターネット利用について話し合う。  　　　　 インターネット社会の長所と危険性について話し合い、ルールに反映させる。  ５．一度決めたルールも定期的に見直す。  　　　友人関係や興味の変化など、子どもの実態に合わせて対応する。  **２．「５つのポイント」を踏まえて家庭でルールを作る。**（資料等を活用）  　　《話し合いの項目》  １．携帯電話の使って良い機能  ２．その機能を使うときのルール  ３．携帯電話の使って良い時、ダメな時  ４．ネットの使用、アプリの使用について  ５．マナーその他の使用上のルール  ６．我が家オリジナルのルール  **３．ルールを定期的に見直すことを確認する。**  　　・進学・進級の時、機種変更の時、ルールが守れなかったときなど | ・学校と保護者の役割分担を押さえる。  ・保護者・子どもの双方が納得できるルールにすることが効果的であることを伝える。  ・資料のワークシートを活用する等して、家庭でのルール作りを促す。  ・家庭で作ったルールについて感想を聞く。 |
| **■資料等** | |
| 「我が家のケータイルール」（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム　―追加資料―」（大阪府教育庁））  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html> | |

**【指導例３】　携帯電話の使用について**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **公共の場におけるマナーを守らない携帯電話の使用方法は、相手に不快感を与えるなどの迷惑行為につながることに気づかせるとともに、必要なマナーについて考える。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小学生（高学年）・中学生  **時　期：**年度初め | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　それぞれの場面を見て、どう感じるか。また、どうすれば良いか考えよう。**  ○公共の場での携帯電話の使用場面について考える。  ・病院内の使用禁止区域で携帯電話を使用している。  ・映画館、図書館で携帯電話の音が鳴り響く。  ・電車の中で、携帯電話を使い、大声で話している。  ・歩きスマホ、自転車スマホ。  ○感じたこと、どうすれば良いか考える  ・患者の命に関わる、自分のことしか考えていない  ・集中できない、たまたま鳴ってしまった  ・周りの人が怪我をする。  ・誰にも迷惑をかけていない、どうしても使わないといけない時もある。  **２　これら以外にも、携帯電話で人を困らせることがないか考えよう。**  　・メールの返事が遅いと怒る。  　　　・人の写真を勝手にSNSなどに投稿する。　等  **３　どうすればよいのか考えよう。**  〇それぞれの場面での適切な振る舞いについて考える。  ・ルールを守るだけでなく、マナーを身につけることも大切。  ・マナーを身につけていないとどうなるのか。  ・相手の気持ちを考えて行動することが重要。  **４　携帯電話使用についての必要なマナーをまとめる** | ・導入で「インターネットや携帯電話でできることをあげてみよう。」など有用性について考えさせる。  ・公共の場で携帯電話を使用している場面を提示し、イメージをわかせる。  ・個人、ペア、グループで考えさせる  ・不快感につながることに気づかせる。  ・マナーは人間が快適に生活するために必要な心づかいであることに気づかせる。  ・自分たちでルールやマナーを守ることが必要であることに気づかせる。  ・保護者とのルール作りにつなげることも可能。 |
| **■資料等** | |
| 「ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか？(小中学生版）)（2017年版）（文部科学省）  URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2017/syoutyuu_smp2017.htm> | |

**【指導例４】　児童会・生徒会でルールを作ろう！**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **児童生徒が、携帯電話等を使用するにあたって、自分たちで課題を見つけ話し合う中で、携帯電話等の使用に関する学校のルールをつくることで、適切な使用についての意識を高める。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小学生・中学生  **時　期：**通年（児童会・生徒会の役員変更時など） | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| ※事前に、全校で携帯電話等の使用についてのアンケート（「大阪スマホアンケート」や学校独自のもの）を実施し、その結果を集約する。  **１　児童会・生徒会役員が結果を分析**  　　・学年別の所持率、インターネットの接続時間と就寝時間やネットトラブルの関係等    **２　全校集会で児童会・生徒会役員から発信**  ＜アンケート項目の例＞  ・あなたは携帯電話を持っていますか。  ・一日どれくらい携帯電話等を触っていますか？  ・携帯電話をどのくらいの間隔で見ますか？  ・あなたは動画投稿をしたことがありますか？  ・夜、何時に寝ますか？  ・ネット上でけんかやトラブルになったことがありますか？  （「大阪スマホアンケート」より）  ・アンケートの分析からわかったことや課題を伝え  学校のルールづくりを行うことを提案する。  **３　学級での話し合い**  ・提案を受け、各学級でアンケート結果や課題に  ついて話し合い、ルール案を決める。  **４　学校のルールを決定する**  ・各学級からの案を児童会・生徒会で集約し、  学校のルールを決め、集会等で報告する。  **５　家庭や地域に発信する。**  ・児童会・生徒会通信やポスターなどを通じて、家庭や地域に発信する。  ※決定した学校のルールをもとにした啓発動画の作成に発展させることも可能 | ・問題意識を持つために、アンケート分析を児童会・生徒会に行わせる。  ・課題の改善につながるルールを考えさせる。  ・学校のHPへ掲載するなど広く発信する。  ・学校の状況に応じて随時見直していく。 |
| **■資料等** | |
| 「大阪スマホアンケート」（大阪府青少年・地域安全室青少年課）  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/nettaisaku/nettaisakuh30.html> | |

**【指導例５】　スクールロイヤーによるいじめ防止授業**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **法律の専門家であるスクールロイヤーが児童生徒にいじめについての授業を行うことで、法律の観点からもいじめが重大な人権侵害であることを知り、いじめを行わない気持ちを育てる。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小学生・中学生・教職員・保護者  **時　期：**通年 | |
| **■展開例** | |
| 『スクールロイヤー』とは…学校教育に詳しい弁護士。大阪府教育庁では、スクールロイヤー制度を導入し、学校から  の相談活動や研修、いじめの授業等を行っています。 | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　弁護士という職業について知る。**  **２　「いじめ」はなぜ問題なのか考える**  ○いじめはなぜ問題なのかを考え、意見を出し合う。  　・気持ちが暗くなる。傷つく。  　・何もしたくなくなる。学校に行くのが嫌になる。  　・携帯電話によるいじめは、他の人に気づかれにくく、さらにひどいことになる。  **２　みんなでやってみよう、考えよう！**  ○いじめの場面を想定し、ロールプレイングを行う。  　・加害側と被害側で役割演技をする。  ○やってみての感想を出し合う。  　・加害側もよい気持ちはしなかった。  　・演技とわかっていても、ドキドキしてしんどい気持ちになった。  **３　「いじめ」で考えてほしいことについて話を聞く。**  ○いじめの構造や法律の観点からいじめについて考える。  　・「はやしたてる人はいじめていない？」「見ているだけの人はいじめていない？」  **４　「いじめ」をなくすために、これからできることは何でしょう？**  ○いじめをなくすために何ができるかを考える。  ○いじめや携帯電話等でのトラブルの相談窓口についても周知する。 | ・権利を守る仕事であることを知らせる。  ・学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら実施する。  ・シナリオをもとに、短い劇を行う。（グループや全体等）  ・役割を交替し、それぞれの立場からの感想を出させる。  ・標語や自分たちのルールとしてまとめるのも良い。 |
| **■問い合わせ先** | |
| 大阪府弁護士会　URL：http://www.osakaben.or.jp/index.php  または　市町村教育委員会経由で大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループまで | |

**【指導例６】　無料通話アプリでおこるいじめ**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **無料通話アプリでの友人同士のやりとりが、いじめに発展していく様子を疑似体験し、インターネット上でおこるいじめの課題に気づき、解決策を考えることで、ネットでのいじめを防止する。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小学生（主に高学年）、中学生、保護者  **時　期：**通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　インターネット上でおこるいじめについて考える。**  ○インターネット上のいじめについて、どんなものがあるか意見を出し合う。  **２　なぜインターネット上でいじめがおこるのか考える。**  ○パワーポイント教材「友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例」を提示する。  　・役割分担して、会話を再現する。  《友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例》  同じクラブの友だち同士が、無料通話アプリでやりとりをする中で、ちょっとしたきっかけで一人を攻撃するようになり、いじめに発展する  　○なぜ、いじめに発展したと思うか？  　　　・文字だけのやりとりは、お互いの表情が分からず、内容が誤解されて伝わった。  　　　・無料通話アプリのやりとりだと、相手の反応がわからにくいために、深く考えずにメッセージを送り、どんどんエスカレートしてしまうのではないか。  ○どうすればいじめに発展しなかったのか？  　・無料通話アプリ等では相手が誤解するような内容や書き方はしない。  　　・たとえ軽い気持ちであっても、人の悪口などは書き込まない。  　 ・大切なことは、直接会って伝えるようにする。  **３　これから自分はどうするかを考える**  ○無料通話アプリ等を使うとき、今後どうしていくか。  　・自分はいじめや人の悪口などの書き込みはしない。  　・携帯アプリ等のルールは相手があるので、一人だけでなくみんなで決めたい。 | ・疑似体験させることで客観的に事例について考えさせる。  ・なるべく多くの児童生徒に役割演技をさせる。  ・発展として、無料通話アプリ等のルールづくりをするのも良い。 |
| **■資料・問い合わせ先等** | |
| 資料：「友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例」（平成２８年度大阪府中学生生徒会サミット資料）  URL：<https://doutoku.mext.go.jp/html/about.html>　（文部科学省　道徳教育アーカイブ）  お問い合わせ先：大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループ | |

**【指導例７】　ネット・SNS安全教室**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **インターネットに潜む危険性を認識し、利用に際してのルールを理解することで、児童・生徒がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないようインターネットを適切に利用できるようにする。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象**：小学生、中学生  **時　期**：通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　インターネット上でのやりとりに関するトラブルについて考える。**  ・無料通話アプリやSNS、オンラインゲーム等でのトラブル例を挙げ、課題や注意点について考える。  **２　個々の具体的な事例について考える。**  ・動画やパワーポイント教材から考え、それぞれの問題点と解決策について意見を交換する。  〇ゲーム課金でのトラブル  　　　　「お金」と「時間」の使い方について考える。  〇写真の拡散  知らない人に見られる怖さや、拡散すると削除できないことを知る。  〇見知らぬ人とのやりとり  　　　　ネットで知り合った人とは絶対に会わないことを確認する。  〇SNS上でのトラブル  直接会って話すことの重要性を理解する。  **３　インターネット利用の注意点を確認する。**  ・ネットトラブルにならないための注意点を確認する。  ・トラブルの際は大人に相談することを伝える。  **４　インターネット利用のルールをつくる。**  ・学習を振り返り、自分たちで、適切な利用についてルールづくりを行う。 | ・クラスの実態に配慮して、意見を出し合う。  ・具体例を示し、何が課題なのかをおさえる。  ・悪意がなくても、大きな問題につながることをおさえる。  《指導の工夫例》  ・誹謗中傷が「名誉棄損罪」、悪乗りで投稿した動画が「威力業務妨害」、オンラインゲームに他人のID等でアクセスすると「不正アクセス禁止法」に問われる等、法律の観点からも問題であることを盛り込んでもよい。  ・具体的な相談先を示す。  ・KJ法などを活用する。 |
| **■資料等** | |
| 「小学生のためのネット・SNS安全教室」（「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会） | |

**【指導例８】　みんなで考えよう！　インターネットの使い方**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **SNSでの不適切な行為の投稿や、自分の画像や個人情報の送信による被害（いわゆる「自画撮り被害」）等の危険性を知り、被害にあわないように適切な使い方について考える。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象**： 中学生以上・保護者  **時　期**： 通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　SNS等の利便性及び危険性について意見を出し合う。**  ・便利だが使い方によっては犯罪につながる可能性があることを確認する。  **２　以下の例をもとに、具体的な危険性について考える。**  ○SNSでの不適切な行為の投稿　【誹謗中傷、爆破や殺人の予告、噂話、無許可の画像、個人情報、等】  ○ID、パスワードの不正利用【なりすまし、等】  ○動画「ＳＴＯＰ！　自画撮り被害！」の自画撮り被害の例  ○ネットを通じて勧誘されることが多い、いわゆるＪＫビジネスについて    **３　これまでの自分の使い方を振り返り、今後どうするかを考える。**  ・使い方によっては、知らない間に犯罪の被害者にも加害者にもなることを確認する。  **４　被害の未然防止のため**  大阪府青少年育成条例での規制について紹介する  また、各種の相談機関の相談窓口についても紹介する。 | ・クラスの実態に配慮して、意見を出し合う。  ・法的な視点も示しながら危険性を押さえる。【刑法、府迷惑防止条例、等】  ・悪意がなくても、大きな問題につながることを押さえる。  ・自分の使い方をしっかりと振り返らせる。  ・具体的な相談先を提示する。 |
| **■資料等** | |
| ・「自画撮り被害防止啓発資料」（警察庁）  URL：<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/public_relations.html>  ・「知っていますか？ネットに潜む危険」（「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会）  ・大阪府青少年育成条例（大阪府青少年・地域安全室青少年課）  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000487.html>  相談窓口の一覧URL  青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策　:　<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/jorei/firutaring.html>  大阪府青少年健全育成条例の運用　:　<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/jorei/zigadorihigai.html> | |

**【指導例９】　携帯ゲームとの向き合い方**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **保護者が、小学校低学年の利用が多い携帯ゲーム機の使用に伴う課題とその対策や、保護者の関わり（フィルタリングやペアレンタルコントロール）について知り、適切な使用方法や子どもに携帯電話等を持たせる際の留意すべきポイントについて考える。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象**：小学生の保護者  **時　期**：ＰＴＡ研修会や入学式等の保護者が集まる時期 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　携帯ゲーム機の普及状況と課題について知る。**  ・子どもの通信機器所持率のデータから、小学生の多くが携帯ゲーム機を所持し、携帯ゲーム機を通じてネットを利用していることを知る。  ・携帯電話や携帯ゲーム機の課題は「時間（ネット依存）」・「お金（金銭トラブル）」・「コミュニケーション（見知らぬ人とのネット上の出会い）」3つであることを理解する。  **２　安心して使わせるための方法を知る。**  ・携帯ゲーム機の機能を制限する「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」について知る。  **３　携帯ゲーム機の機能を制限する方法を体験する。**  ・実際にデモ機を操作して、「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」の設定や解除方法について体験する。  **４　本日の学習について振り返る。**  　子どもと話し合い、親子で納得したルールづくりも必要。  《指導の工夫例》  ・授業参観や保護者懇談会等の場を活用して、子どもと保護者が一緒に学習し、どのようなルールが必要なのかを話し合うなどの工夫も考えられる。 | ・携帯ゲーム機が子どものネット利用につながることを押さえる。  ・ゲーム機使用のルールやフィルタリングの設定等が、将来、携帯電話を持つ際の留意点につながることを押さえる。  ・家庭で子どもと話し合いルール作りを行うよう促す。 |
| **■資料等** | |
| 小学校の保護者向け学習講座「子どもとゲーム機の向き合い方」  （「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会） | |

**【指導例１０】　情報の伝わり方について考えよう**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **情報が不特定多数の人に瞬時に伝わってしまうインターネットの特性について理解し，個人情報の流出や拡散を防止するための行動について考えさせる。** | |
| **■対　象・時　期** | |
| **対　象**：小学生（中～高学年）  **時　期**：通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　カードを使って、（個人）情報の伝わり方を体験する。**  ○５～10枚（実施状況に応じて増減）のカードに好きな数字を書き、そのうち半分に自分の名前を書く。自分の持っているカードをクラスの友達と1枚ずつ交換する。  　すべてのカードを交換した後に、誰にどのカードを渡したのかを振り返る。  ・誰に何のカードを渡したか、数枚程度なら覚えていても、渡す対象が広がると確かめられないことを知る。  ・SNS・インターネット等の利用人数は、学級や学年の人数と比較できないほど膨大であることを理解する。  **２　インターネット上に出てしまった（個人）情報の行方について確認する。**  ・インターネット上で公開された画像や文章は世界中で見たりコピーしたりできる。  ・一度インターネット上で公開された画像や文章を完全に削除するのはとても難しい。  ※時間があれば、実際に流出した画像などを見て、問題点を考える。  **３　個人情報の流出を防ぐための行動について考える**  ・個人情報はインターネット上にアップしない。  ・それ以外の情報についても、本当にアップする必要があるかを考える。  ・アップするときは大人の許可を取る　など | ・カードに書いた名前が個人情報にあたることを知らせる。  ・自分の生活の中のインターネットの使い方と重なる部分がないか考えさせる。  ・インターネットに触れる機会の少ない児童生徒にも、自分が使うとしたら、という観点で考えさせる。 |
| **■資料等** | |
|  | |

**【指導例１１】　身近にひそむネット依存**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **「ネット依存」と呼ばれる状態に陥ることを未然に防ぐために、健康や社会生活等を意識しながら、インターネットの適切な活用方法を考えさせる。** | |
| **■対　象・時　期** | |
| **対　象**：小学生（高学年）・中学生、保護者（児童・生徒と保護者で合同実施しても良い）  **時　期**：通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　放課後や休日の時間の使い方を振り返り、インターネットをどのくらい使っているかを確認する。**    ・「ネット依存」とはどんな状態のことなのかを理解する。  **２　動画を見て、ネット依存について知る。**  ・前半を見て、まさやの良くないところ（ネットに依存しているポイント）を挙げる。  ・後半を見て、ネット依存の問題点を整理する。  　コンテンツ依存とつながり依存。  　ネット依存により引き起こされる問題。  **３　ネット依存を予防するためにどうすればいいか考える**  　・自分の時間の使い方を見直す。（時間表を修正する・新たに書く）  《指導の工夫例》  ・発展的学習として、自身の時間の使い方を見直した例について意見交流する。  ・改善が難しい場合、その改善方法について学級で考えさせるなどを加えることも可能 | ・睡眠や家庭学習など、１日の時間の使い方を書き出し、後半の振り返りにつなげる。  （図のような時間表に記入させる）  ・自分の生活の中でのネットの使い方と重なる部分がないか考えさせる  ・携帯電話やスマートフォンを持っていない児童生徒にも、自分が使うとしたら、という観点で考えさせるようにする  ・ネットの利用時間とともに、それぞれの生活習慣の改善につながるよう助言する |
| **■資料等** | |
| ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～（動画教材と手引書）  URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm> | |

**【指導例１２】　心の境界線**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **いじめをなくすためには、同じ状況であっても人によって感じ方が違うということを知ることで、「これ以上近づかれると嫌な気持ち」になってしまう「心の境界線」が人によって距離感が違うことを理解する。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：** 小中学生  **時　期：** 通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人の班活動例）  **１　班に「こんな時、どう思う？」　という場面１～７を提示する。**  例　場面１：グループで遊びに行く場所が自分の知らないところで決まっていた。  場面２：Aさんが、勝手に自分の知らない人に自分の携帯電話の番号を伝えた。  場面３：運動が苦手なのに、体育大会の長距離走の選手に決まった。  場面４：Bさんに、友達だけで撮った写真を、断りもなくSNSに投稿された。  場面５：Cさんと遊ぶ約束をしていたが、Cさんが私の知らないDさんを急に誘った。  場面６：夏休みの最後の日に、全然宿題をしていないEさんに、急に「宿題を見せて」と頼まれた。  場面７：家に遊びに来た友だちが、大事にしているゲームソフトを無理やり持って帰った。  **２　1人2枚ずつ「イヤイヤシール」を渡し、自分が嫌だと思った場面に貼っていく。**  イヤイヤシール（例）→  （＞＿＜）  **３　班の全員が貼り終わったら、感じたことを交流し、自分の体験をふりかえる。**  **４　班で交流した内容を、学級全体で発表し、ふりかえりシートに感想を記入する。**  ・みんなそれぞれ嫌だと思う度合いが違うことがわかった。  　・自分では意識せずに、人が嫌がることをしている場合があることがわかった。  　・いじめをなくすためには、自分も友だちも大切にしようと思った。 | ・学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら、場面を設定する  ・すべての場面をSNS上や携帯電話に関係するものに設定してもよい  ・境界線を侵害された時の対応について、指導者がモデルを提示してもよい。 |
| **■出典** | |
| 「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁）  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/> | |

**【指導例１３】　問題解決の4段階**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **いじめやいじめに発展しそうなトラブルが発生する前に、問題解決をするための多様なアイデアを出す練習をすることで、子ども同士で何が問題になっているかを認識し、子ども自身が問題解決する能力を高める。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：** 小学生・中学生  **時　期：** 通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人のグループ活動例）  **１　具体的な事例をもとに、（ア）～（エ）の4段階の考え方を使って、問題の解決策を探っていく。**  ＜例＞　同じ部のAさんとBさんが、部活動の練習をめぐってケンカになった。Aさんが、SNS上でCさんだけに、Bさんの悪口をいった内容が、部活動のSNSグループで広まってしまい、お互いに部活動に行きづらくなってしまった。  （ア）「何が問題？」  今、問題となっていることを1つ考え、具体的な問題点、自分自身の課題、相手に望むことの3つの点で整理する。  （イ）「何ができるか考えよう。」  問題解決のためにできることを、できるだけ多くアイデアを出し、書き出す。  （ウ）「選んで試そう。」  アイデアの中から、問題解決に有効だと思われるものを選び、どうなるか想像してみる。  （エ）「うまくいかなかったら見直そう」  うまくいかなかったら、なぜうまくいかなかったかを考え、（イ）に戻って再びアイデアを出し合い、有効と思われるアイデアを試してみる。  **２　実施した感想や気づいたことをグループで交流し、自分の体験をふりかえる。**  **３　グループで交流したことを学級全体で交流し、ふりかえりシートに記入する。** | ・具体的な問題は、グループで考えても、指導者が提供してもよい。その際、特定の個人を攻撃することがないように配慮する。  ・様々なアイデアを否定せずに受け入れ、意見の交流が進むように促すが、暴力的な解決のアイデアは出さないように、注意を促す。 |
| **■出典・資料** | |
| 「問題解決の４段階」ワークシート（「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁））  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/> | |

**【指導例１４】　I（アイ）メッセージで伝える**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **「I（アイ）メッセージ（「わたしは」で始まる言葉）」の形で自分の意思を伝える練習をすることで、円滑な人間関係をつくる力を育む。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：** 小中学生  **時　期：** 通年 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （２～３人のペアまたはグループ活動例）  **１　指導者が設定した下記のような場面のロールプレイ（「あなたが～」で始まるメッセージで攻撃的に感情を伝え、失敗する例）を見せる。**    例：①友だちに本を貸していたが、約束の日を過ぎても返してくれない。  　　　　　　②友だちと映画を見る約束をしていたが、友達が、連絡もなく３０分も遅れて、ようやく来た。  　　　　　　③明日のテスト範囲を教えてもらおうと、夜に友だちにメールをしたが、返信がなかったので、テスト範囲が結局わからなかった。  **２　ロールプレイの状況を黒板に書き、ワークシートに「わたしは…」で始まる「I（アイ）メッセージ」を考える。**  **３　２人１組（または３人１組）をつくり、お互いにつくったメッセージを交流する。**  **４　交流した感想をグループで交流し、自分の体験をふりかえる。**  **５　グループで交流したことを、学級全体で交流し、ふりかえりシートに記入する。** | 学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら、具体的な例を設定する。  考えやすいように、指導者が「I（アイ）メッセージ」の例を１～２つ提示してもよい。 |
| **■出典・資料** | |
| 「I（アイ）メッセージで伝える」ワークシート（「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁））  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/> | |

**【指導例１５】　外部講師の研修から学校の取組みへ**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **携帯電話等の適切な使用について、外部講師の講座実施を契機に、学校での継続的な指導や児童生徒の主体的な取組みに発展させることで、児童生徒への定着を図る。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小中学生・教職員・保護者  **時　期：**外部講師による携帯安全講座開催にあわせて | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| ＜外部講師による講座の例＞  各携帯キャリア会社・ネット関連企業等による携帯安全講座  大阪府警察本部による講座、大阪府消費生活センターによる講座  ｅ‐ネットキャラバン（一般財団法人マルチメディア振興センター）　等  【例：ネットでの不用意な投稿による個人情報の流出について】  **１　外部講師による児童生徒対象の講座の前に、事前に教職員研修を行う。**  ネット上で投稿した画像やその他の情報をもとに、個人情報が特定され、ネット上で公開されたり、その情報をもとに犯罪に巻き込まれたりする危険性とその対処方法について、教職員が事前に知る。  **２　外部講師による児童生徒や保護者対象の講座を行う。**  　　　児童生徒と保護者合同の講演会を行い、講演会後、家庭でのルールづくりについて児童生徒に考えさせる。（【指導例１】）  **３　講座を受けて学校での取り組みを行う**  　＜児童生徒＞  ・正しい使い方について自分たちで考え、児童会・生徒会で学校のルールづくりを行う。（【指導例４】）  ・注意喚起ののぼりを作成し、商店などの協力を得て地域に発信する。  　＜保護者＞  ・家庭でのルールづくりとともに、使用するアプリや機能の確認や、フィルタリング等の設定などを促す。（【指導例２】参照） | ・児童生徒の携帯、インターネットの使用の実態を知り、課題を認識する  ・参観日など、保護者が集まりやすい時に実施する  ・子どもと保護者を一緒に受講させるかどうかは、内容による。 |
| **■資料等** | |
| 外部講師による講座の情報は、「[携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム―追加資料―（平成30年2月更新）」](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/keitainett-puroguramu-tuikasiryou-kousinn30h.pdf)等を参照  URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/> | |

**【指導例１６】　高校生とともに学ぶ「携帯・スマホルール」**

|  |  |
| --- | --- |
| **■ねらい** | |
| **小・中学生に年齢の近い高校生とワークショップを行い、携帯電話の良さや危険性などを出し合い、まとめる作業に取り組むことで、携帯電話の適切な使い方を促す。** | |
| **■対象・時期** | |
| **対　象：**小中学生  **時　期：**ルール導入時 | |
| **■展開例** | |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人のグループ活動例）  事前準備として、高校生が自校で協議を行い、自校の「携帯電話とスマホの利用マニュアル」を作成する。  **１　携帯電話やスマートフォンの「役立つ所」と使う上で「気を付けた方が良い所」について話し合う。**  各グループの進行役を高校生が担い、グループで話し合いを進める。  ・「役立つ所」（〇）：  ～の機能が～の時に便利、友人関係が良くなった。　等  ・「気を付けた方が良い所（△×）：  ～の危険性がある、関係が気まずくなった。　等  **３　進行役が2種類のカード（〇と△×）を配り、各自で、より良い使い方や危険を回避する方法についての意見やアイデアを書いてもらう。**  ・出た意見やアイデアをリーダーが整理し、グループの協議内容をまとめる。  **４　各グループで出た意見を全体で発表する**    **４　高校生が、自校で作成した「携帯電話とスマホの利用マニュアル」も参考にしながら、まとめをする。** | ・年齢の近い高校生が進行することで話しやすい雰囲気を作る。  ・KJ法やブレーンストーミングの手法を取り入れてもよい。  ※ブレーンストーミング：質より量、どんな意見も歓迎、批判しない、出されたものの改善や組み合わせもOK）安心ルール（傾聴、パスOK、守秘）  ・ 話し合う方法を、児童生徒にしっかりと理解させてから始める。 |
| **■資料等** | |
| 「安全で安心な学校づくり人権教育COMPASS」（大阪府教育センター）  「高校生が教える先生・保護者のためのLINE教室」（学事出版） | |